

平成27年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号(11日)

| | | | | | | |
|---|-------------------|---------------------|---------|------------|---------|-------|
| 招集年月日 | 平成27年3月9日 | | | | | |
| 招集の場所 | 下 仁 田 町 議 会 議 場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開 会 | 平成27年 3月 9日午前10時00分 | 議 長 | 佐藤 公 夫 | | |
| | 閉 会 | 平成27年 3月18日午前10時20分 | 議 長 | 佐藤 公 夫 | | |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す | 議席番号 | 氏 名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏 名 | 出席等の別 |
| | 1 | 永 井 正 之 | ○ | 7 | 佐 藤 勇 二 | ○ |
| | 2 | 木 暮 弘 元 | ○ | 8 | 千 野 榮 治 | ○ |
| | 3 | 矢 嶋 榮 一 | ○ | 9 | 島 崎 紘 一 | ○ |
| | 4 | 原 秀 男 | ○ | 10 | 堀 口 博 志 | ○ |
| | 5 | 岩 崎 正 春 | ○ | 11 | 岡 田 武 二 | ○ |
| | 6 | 高 瀬 政 信 | ○ | 12 | 佐 藤 公 夫 | ○ |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 会議録署名議員 | 7番 | 佐 藤 勇 二 | 8番 | 千 野 榮 治 | | |
| 職務のため議場に出席したものの氏名 | 事務局 長 | 斉 藤 昇 久 | | 書 記 | 並 木 文 子 | |
| 地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名 | 町 長 | 金 井 康 行 | ガス水道課長 | 金 井 義 富 | | |
| | 教 育 長 | 吉 井 誠 | 水 道 課 長 | (ガス水道課長兼務) | | |
| | 総 務 課 長 | 竹 内 芳 則 | 教 育 課 長 | 浅 川 幸 則 | | |
| | 企 画 財 政 課 長 | 永 井 邦 佳 | | | | |
| | 健 康 課 長 | 神 戸 哲 | | | | |
| | 産 業 振 興 課 長 | 神 戸 康 全 | | | | |
| | ジ オ パ ー ク 推 進 室 長 | 神 戸 宏 | | | | |
| | 会 計 課 長 | 堀 口 玲 子 | | | | |

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件について
- 2 第2号議案 下仁田町副町長の選任について
- 3 第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 4 第4号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 5 第5号議案 下仁田町行政手続条例の一部を改正する条例
- 6 第6号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第7号議案 下仁田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 8 第8号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例
- 9 第9号議案 下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
- 10 第10号議案 下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 11 第11号議案 下仁田町保育の実施に関する条例の全部を改正する条例
- 12 第12号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 13 第13号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 14 第14号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 15 第15号議案 下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 16 第16号議案 下仁田町水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 17 第17号議案 下仁田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 18 第18号議案 下仁田町教育資料館条例
- 19 第19号議案 下仁田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 20 第20号議案 下仁田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例

- 21 第21号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 22 第22号議案 下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
- 23 第23号議案 下仁田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
- 24 第24号議案 下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 25 第25号議案 下仁田町簡易水道等事業条例等を廃止する条例
- 26 第26号議案 平成26年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
- 第27号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第28号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第29号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第30号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第31号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第33号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）
- 27 第34号議案 平成27年度下仁田町一般会計予算
- 第35号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第36号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第37号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第38号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 第39号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計予算
- 第40号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計予算
- 28 陳情第1号 年金引下げの流れを止めることを国に求める陳情書

会 議 の 経 過

開 会 平成27年3月11日 午前10時00分

○議長 佐藤公夫 おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、報告第1号 議員派遣の件について、会議規則第121条第1

項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第2、第2号議案 下仁田町副町長の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(竹内芳則総務課長 登壇)

○総務課長 竹内芳則 それでは、命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第2号議案 下仁田町副町長の選任について、下仁田町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求めらる。

記。住所、

。氏名、吉弘拓生。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

選任の理由でございますが、吉弘氏は現在、福岡県うきは市にお住まいであります。大学在学中に九州を拠点とするラジオ局でアナウンサーデビュー、イベント司会者、ナレーション等の経歴を持ち、平成22年4月に福岡県うきは市役所に入職されました。

担当しました農林・観光・山村振興分野において、地域密着による地域資源を活用した交流人口獲得、商品開発など全国に先駆けた取り組みを実践、自治体と企業、団体の連携協定を行うなど先進的な取り組みを担ってまいりました。これらの取り組みに対しまして、全国の議会、自治体から多くの視察を受け入れており、総務省も注目し、平成25年4月からは総務省地域力創造アドバイザーに任命されました。以降、下仁田町を初め、全国各地の自治体の指導助言を行うなど活躍されております。

人口減少対策に待ったなしの下仁田町にとって、国が地方創生を推し進める中、町独自の自主的な取り組みによる地域発展方策が求められています。有効な地方版総合戦略策定、実行を行う上で最もふさわしい人材であります。これまでの先進的な取り組み実績、人的つながり等を当町の行政運営に生かすためにはこの上ない人材であり、人格は高潔、積極的な方でありますので、下仁田町の副町長に最適任と考えます。

本案にご同意のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○町長 金井康行 議長

○議長 佐藤公夫 町長

(金井康行町長 登壇)

○町長 金井康行 ただいまご説明をいたしました副町長選任の案につきまして、私からその姿勢をお伝えし、皆さんにご理解を賜りたいとするところでございます。

副町長の選任につきましては、私の公約がございました7年前の町長選時にもお訴えをし、それらを実行してきたところでございますが、地方を取り巻く状況の目まぐるしい変化、そしてまた、その後の再選の選挙にも信任を受けた現在、当町としても、地方財政の厳しさが続く中、経費削減の努力を町を挙げて推進、継続、町民の皆様にもご協力を得てきたところでございます。

公約の一つでもありました財政調整基金も一定の公約にも達した一方、しかし、経費を削減するだけでは町の活性化は望めません。人口減少対策に待ったなしという今現在におきまして、国が地方創生を進める中で町独自策を、自主的な取り組みをしていく、この地域発展的方策が求められている。

近年、このような状況の中で、外部からの人材登用による新たな視点でのまちづくり推進、国が重要視している広域連携の推進という立場には非常に共通性のある福岡圏域の中のうきは市と東京圏域の下仁田町の連携強化、独創的な地域づくりに資するものと考えております。

今後のまちづくりの大きな岐路とも言え、早急な対応が求められている現在、地方版総合戦略策定を実行していくことが下仁田町にとって最重要課題であると認識をしておる現在でございます。

このような状況から、緊急時の町長の補佐役として、また新たな視点でのまちづくりを推進するために、副町長としての選任は町にとっても有益であると考え、他の町村に劣らない活躍を期待できるものと考え、ここに同意を求めるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤公夫 挙手多数です。よって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第3、第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。
総務課長

(竹内芳則総務課長 登壇)

○総務課長 竹内芳則 それでは、命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記。住所、XXXXXXXXXX氏名、市川敏雄。XXXXXXXXXX

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

提案理由、小金澤重男氏が平成26年12月13日死去したためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第3号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 ご異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第4、第4号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(竹内芳則総務課長 登壇)

○総務課長 竹内芳則 それでは、命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第4号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1

項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

提案理由、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である東毛広域市町村圏振興整備組合が平成27年3月31日限りで解散するためでございます。

別紙、規約変更に関する協議書につきましては、説明を省略させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第5、第5号議案 下仁田町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長 (竹内芳則総務課長 登壇)

○総務課長 竹内芳則 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町行政手続条例の一部を改正する条例、下仁田町行政手続条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

下仁田町税条例の一部改正、以下につきましては説明を省略させていただきます。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第6、第6号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(竹内芳則総務課長 登壇)

○総務課長 竹内芳則 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、説明を省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第6号議案は原案のとおり可決されま

した。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第7、第7号議案 下仁田町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を水道課長に求めます。水道課長
(金井義富水道課長 登壇)

○水道課長 金井義富 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町特別会計条例の一部を改正する条例、下仁田町特別会計条例の一部を次のように改正する。第1条第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第8、第8号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(竹内芳則総務課長 登壇)

○総務課長 竹内芳則 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例、第1条、下仁田町税条例の一部を次のように改正する。以下の改正の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し平成27年度

分より適用する。

固定資産税に関する経過措置につきましては、説明を省略させていただきます。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第9、第9号議案 下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(浅川幸則教育課長 登壇)

○教育課長 浅川幸則 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例、下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例の全部を改正する。以下の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

附則、この条例は、平成27年5月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第10、第10号議案 下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(浅川幸則教育課長 登壇)

○教育課長 浅川幸則 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。以下の内容につきましては、ご説明を省略させていただきます。

附則、1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

下仁田町情報公開条例の一部改正、以下の内容につきましても説明を省略させていただきます。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第11、第11号議案 下仁田町保育の実施に関する条例の全部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町保育の実施に関する条例、下仁田町保育の実施に関する条例の全部を改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。附則、この条例は、法の施行の日から施行する。平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第12、第12号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例、下仁田町介護保険条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。附則、施行期日、第1条、この条例は、平

成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条に新たに 1 項を加える改正規定は、規則に定める日から施行する。

経過措置、第 2 条、改正後の下仁田町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 27 年度から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

平成 27 年 3 月 9 日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 12 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第 13、第 13 号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第 13 号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第 13 号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

6 ページ、最後のページをお願いいたします。附則、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 9 日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第14、第14号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第15、第15号議案 下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長
(神戸康全産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 神戸康全 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第16、第16号議案 下仁田町水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明をガス水道課長に求めます。ガス水道課長

(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第16号議案 下仁田町水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項を次のように改める。第2項、水道事業の給水区域等は、次の各号に定めるとおりとする。第1号、給水区域、下仁田町の区域内、第2号、給水人口8,000人、第3号、1日最大給水量5,500立方メートル。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第17、第17号議案 下仁田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(浅川幸則教育課長 登壇)

○教育課長 浅川幸則 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第17号議案 下仁田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、趣旨、第1条、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。以下の内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置、以下の内容につきましても、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第18、第18号議案 下仁田町教育資料館条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(浅川幸則教育課長 登壇)

○教育課長 浅川幸則 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第18号議案 下仁田町教育資料館条例、趣旨、第1条、この条例は、下仁田町の教育に関する資料の展示等を行い、広く町民に資料を供することにより、教育の歴史に対する理解を深め、文化の向上に寄与するため、下仁田町教育資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。以下の内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第19、第19号議案 下仁田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第19号議案 下仁田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、目次以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。附則、施行期日、第1条、この条例は、法の施行の日から施行する。

第2条の特定保育所に関する特例以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

20ページをお願いいたします。平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第19号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第20、第20号議案 下仁田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長
(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第20号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第20号議案 下仁田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、目次以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

18ページをお願いいたします。附則、施行期日、第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

第2条の食事の提供の経過措置以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第20号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 举手全員です。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第21、第21号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長
(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第21号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第1条の趣旨以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。附則、施行期日、第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

職員の経過措置、第2条、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「終了したもの」とあるのは、「終了したもの（平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含む。）」とする。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第21号議案を原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 佐藤公夫 举手全員です。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第22、第22号議案 下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。
健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第22号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第22号議案 下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例、第1条の目的以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

11ページをお願いします。附則、施行期日、1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から60日間は、第7条第1項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第22号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第23、第23号議案 下仁田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第23号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第23号議案 下仁田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例、第1条の趣旨以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第23号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第24、第24号議案 下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第24号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第24号議案 下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、目次以下につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第24号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第25、第25号議案 下仁田町簡易水道等事業条例等を廃止する条例を議題とし、提案理由の説明を水道課長に求めます。水道課長

(金井義富水道課長 登壇)

○水道課長 金井義富 命によりまして、第25号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第25号議案 下仁田町簡易水道等事業条例等を廃止する条例、次に掲げる条例は、廃止する。第1号、下仁田町簡易水道等事業分担金徴収条例、第2号、下仁田町簡易水道等事業条例、第3号、下仁田町簡易水道給水装置工事基金の設置、管理及び処分に関する条例。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第25号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤公夫 日程第26、第26号議案から第33号議案までを一括議題とし、第26号議案 平成26年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)から順次説明を願います。企画財政課長

(永井邦佳企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 永井邦佳 命によりまして、第26号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第26号議案 平成26年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)、平成26年度下仁田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,453万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,680万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税320万9,000円、10款地方交付税235万5,000円、12款分担金及び負担金147万1,000円の減額、13款使用料及び手数料61万7,000円の減額、14款国庫支出金4,853万8,000円、15款県支出金5,085万2,000円の減額、16款財産収入20万4,000円の減額、17款寄附金1,091

万3,000円、18款繰入金4万1,000円の減額、20款諸収入693万7,000円、21款町債7,330万円の減額、歳入合計54億8,133万8,000円から5,453万3,000円を減額し、補正後の予算額は54億2,680万5,000円でございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費3,414万8,000円、3款民生費334万8,000円の減額、4款衛生費337万6,000円の減額、6款農林水産業費4,590万8,000円の減額、7款商工費2,794万6,000円、8款土木費472万円の減額、9款消防費1,316万7,000円の減額、10款教育費4,610万8,000円の減額、歳出合計は54億8,133万8,000円から5,453万3,000円を減額し、補正後の予算額は54億2,680万5,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。款の区分、項、それから事業名、金額を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、情報ネットワーク維持管理費1,030万円、企画調整費1,964万1,000円、庁舎等管理費1億585万円、4款衛生費、1項保健衛生費、乳幼児対策187万円、6款農林水産業費、1項農業費、下仁田町経営体育成支援事業1億3,882万2,000円、2項林業費、ぐんま緑の県民基金事業2,109万5,000円、7款商工費、1項商工費、商工会補助金2,000万円、観光宣伝333万円、荒船の湯運営845万2,000円、ジオパーク運営340万円、8款土木費、2項道路橋梁費、一般町道改良1,223万4,000円、過疎道路整備5,099万8,000円、橋梁維持管理6,043万7,000円、5項住宅費、公営住宅管理535万2,000円、以上14事業の繰り越しをしたいと思います。

続きまして、第3表地方債の補正、変更でございます。地方債の補正は4件でございます。過疎対策事業債は1億7,440万円から1,750万円を減額し、1億5,690万円に、公共事業等債は9,420万円から880万円を減額し、8,540万円に、地域活性化事業債は2,260万円から100万円を減額し、2,160万円に、一般事業債は4,600万円を全て減額とするもので、限度額の合計は5億4,430万円から4億7,100万円に変更したいと思います。また、起債の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同じと定めたいと思います。

8ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、2の歳入及

び3の歳出につきましても、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 以上で、一般会計の説明が終わりました。

続いて、第27号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第28号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第29号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、健康課長に説明を求めます。健康課長

（神戸哲健康課長 登壇）

○健康課長 神戸哲 命によりまして、第27号議案から第29号議案までを朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第27号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成26年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,079万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,685万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款国民健康保険税337万9,000円の減、2款使用料及び手数料4,000円、3款国庫支出金29万1,000円の減、4款療養給付費交付金2,619万8,000円の減、5款前期高齢者交付金9万6,000円の減、6款県支出金89万1,000円、7款共同事業交付金248万2,000円の減、9款繰入金1,007万1,000円、11款諸収入68万8,000円、歳入合計11億7,764万9,000円から2,079万2,000円を減額し、11億5,685万7,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費28万8,000円、2款保険給付費2,176万円の減、3款後期高齢者支援金等5万5,000円、4款前期高齢者納付金等7,000円、6款介護納付金7万7,000円の減、7

款共同事業拠出金749万6,000円の減、8款保健事業費94万9,000円の減、11款諸支出金914万円、歳出合計11億7,764万9,000円から2,079万2,000円を減額し、11億5,685万7,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。6ページ以降の歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第28号議案をお願いいたします。

第28号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成26年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,615万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料237万8,000円の減、3款繰入金55万6,000円の減、5款諸収入10万8,000円、歳入合計1億3,897万6,000円から282万6,000円を減額し、1億3,615万円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費12万9,000円の減、3款後期高齢者医療広域連合納付金269万7,000円の減、歳出合計1億3,897万6,000円から282万6,000円を減額し、1億3,615万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。4ページの歳入、5ページの歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第29号議案をお願いいたします。

第29号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2

号)、平成26年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,691万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,614万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款保険料17万5,000円、3款国庫支出金564万1,000円、4款支払基金交付金668万2,000円の減、5款県支出金77万9,000円、7款繰入金1,700万3,000円、歳入合計12億9,923万1,000円に1,691万6,000円を増額し、13億1,614万7,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費118万4,000円、2款保険給付費1,588万円、5款地域支援事業費22万円の減、7款諸支出金7万2,000円、歳出合計12億9,923万1,000円に1,691万6,000円を増額し、13億1,614万7,000円としたいとします。

次のページをお願いいたします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。5ページ以降の歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第30号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、水道課長に説明を求めます。水道課長(金井義富水道課長 登壇)

○水道課長 金井義富 命によりまして、第30号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第30号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、平成26年度下仁田町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

931万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,117万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。第1款水道事業収入1万7,000円、第3款国庫支出金42万円の減、第4款繰入金422万6,000円の減、第6款諸収入21万5,000円、第7款町債490万円の減、歳入合計1億5,049万2,000円から931万4,000円を減額し、1億4,117万8,000円としたいとすものでございます。

次に、歳出でございます。第1款水道事業費931万4,000円の減、歳出合計1億5,049万2,000円から931万4,000円を減額し、1億4,117万8,000円としたいとすものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、簡易水道事業債、限度額2,190万円から250万円を減額し、1,940万円に、過疎対策事業債、限度額2,180万円から240万円を減額し、1,940万円にしたいとすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じで、記載のとおりでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、5ページの2の歳入及び6ページの3の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第31号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について、産業振興課長に説明を求めます。産業振興課長

（神戸康全産業振興課長 登壇）

○産業振興課長 神戸康全 命によりまして、第31号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第31号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算

(第3号)、平成26年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,962万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,689万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。1款分担金及び負担金279万円の減、3款国庫支出金618万円の減、4款県支出金383万5,000円の減、9款町債682万円の減、歳入合計7,651万7,000円から1,962万5,000円を減額し、5,689万2,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款浄化槽事業費1,962万5,000円の減、歳出合計7,651万7,000円から1,962万5,000円を減額し、5,689万2,000円としたいとします。

3ページをお願いいたします。第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、下水道事業債1,020万円から341万円を減額し、限度額を679万円に、過疎対策事業債を1,020万円から341万円を減額し、限度額を679万円に、限度額計は2,040万円から682万円を減額し、1,358万円としたいとします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じとしたいとします。

4ページをお願いいたします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。また、5ページの2の歳入及び6ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第32号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計補正予算(第2号)及び第33号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計補正予算(第2号)について、ガス水道課長に説明を求めます。ガス水道課長
(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第32号議案及び第33号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

最初に、第32号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成26年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成26年度下仁田町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。第1号、給水戸数31戸を減し、2,290戸に、第2号、年間給水量9,716立方メートルを減し、65万6,837立方メートルに、第3号、1日平均給水量26立方メートルを減し、1,800立方メートルにしたいとします。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益107万7,000円の減、支出、第1款水道事業費用219万1,000円の減。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,542万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,455万9,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金6,318万9,000円」を「当年度分損益勘定留保資金5,328万9,000円」、「建設改良積立金138万1,000円」を「建設改良積立金41万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入1,100万6,000円、支出、第1款資本的支出13万7,000円。

企業債、第5条、予算第5条表中、「限度額1,550万円」を「限度額1,880万円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。第1号、職員給与費368万5,000円を減額し、4,078万7,000円としたいとします。

他会計からの補助金、第7条、予算第9条を次のように改める。第8条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債、過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,801万8,000円である。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

3ページの平成26年度下仁田町水道事業会計補正予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、第33号議案でございます。

第33号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成26年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成26年度下仁田町ガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款ガス事業収益831万6,000円の減、支出、第1款ガス事業費用773万円の減。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,000万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,016万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214万9,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額215万円」に、「当年度分損益勘定留保資金523万円」を「当年度分損益勘定留保資金538万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。款の区分と補正予定額を申し上げます。支出、第1款資本的支出15万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。第1号、職員給与費71万8,000円を減額し、4,626万9,000円としたいとさせていただきます。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

3ページの平成26年度下仁田町ガス事業会計補正予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですけれども、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案説明が終わりましたので、第27号議案から第33号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。それでは、質疑を願います。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結し、第26号議案から第33号議案の8議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 1時00分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開します。

○議長 佐藤公夫 日程第27、第34号議案から第40号議案までを一括議題といたします。

まず、第34号議案 平成27年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。企画財政課長

(永井邦佳企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 永井邦佳 命によりまして、第34号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第34号議案 平成27年度下仁田町一般会計予算、平成27年度下仁田町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億9,300万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方債、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第5条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定

により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税8億3,617万円、2款地方譲与税5,200万円、3款利子割交付金120万円、4款配当割交付金201万6,000円、5款株式等譲渡所得割交付金184万8,000円、6款地方消費税交付金9,000万円、7款ゴルフ場利用税交付金1,400万円、8款自動車取得税交付金800万円、9款地方特例交付金100万円、10款地方交付税22億8,800万円、11款交通安全対策特別交付金126万5,000円、12款分担金及び負担金5,527万7,000円、13款使用料及び手数料6,819万2,000円、14款国庫支出金3億6,569万6,000円、15款県支出金4億2,718万6,000円、16款財産収入345万3,000円、17款寄附金368万1,000円、18款繰入金7,168万3,000円、19款繰越金1,000円。

4ページをお願いいたします。20款諸収入9,453万2,000円、21款町債5億780万円、歳入合計48億9,300万円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款議会費8,283万3,000円、2款総務費6億4,911万6,000円、3款民生費10億9,500万3,000円、4款衛生費7億7,640万5,000円、5款労働費211万円、6款農林水産業費3億5,650万8,000円、7款商工費2億2,500万7,000円、8款土木費3億4,343万5,000円。

6ページでございます。9款消防費2億6,265万9,000円、10款教育費4億6,386万5,000円、11款災害復旧費1万円、12款公債費6億1,873万5,000円、13款諸支出金731万4,000円、14款予備費1,000万円、歳出合計48億9,300万円としたいとするものでございます。

次に、8ページの第2表債務負担行為でございます。土地開発公社の借入金に対する債務保証について、期間を平成27年度から債務完了の年度まで

とし、限度額を2,555万2,000円に約定利息を加えた額としたいと定めたいとするものでございます。

次に、第3表地方債でございます。起債の目的と限度額は、過疎対策事業3億120万円、ガス事業補助として一般会計出資債660万円、臨時財政対策債2億円で、限度額合計は5億780万円といたしまして、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）といたします。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるようにしたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第35号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第36号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第37号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計予算について、健康課長に説明を求めます。健康課長

(神戸哲健康課長 登壇)

○健康課長 神戸哲 それでは、81ページをお願いいたします。命によりまして、第35号議案から第37号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第35号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、平成27年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,290万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のと

おりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款国民健康保険税2億1,157万4,000円、2款使用料及び手数料10万円、3款国庫支出金2億5,887万9,000円、4款療養給付費交付金7,361万7,000円、5款前期高齢者交付金2億5,330万6,000円、6款県支出金6,539万5,000円、7款共同事業交付金2億7,929万6,000円、8款財産収入1万1,000円、9款繰入金1億2,928万9,000円、10款繰越金1,000円、11款諸収入143万2,000円、歳入合計12億7,290万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。次に、歳出でございます。1款総務費610万4,000円、2款保険給付費7億5,612万2,000円、3款後期高齢者支援金等1億3,994万9,000円、4款前期高齢者納付金等7万2,000円、5款老人保健拠出金1万円、6款介護納付金6,215万2,000円、7款共同事業拠出金2億6,895万5,000円、8款保健事業費1,783万5,000円、9款基金積立金1万1,000円、10款公債費56万8,000円、11款諸支出金112万2,000円、12款予備費2,000万円、歳出合計12億7,290万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、省略させていただきます。次の2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、101ページをお願いいたします。第36号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、平成27年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,120万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算であります、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料7,960万2,000円、2款使用料及び手数料1万9,000円、3款繰入金5,520万4,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入637万4,000円、歳入合計1億4,120万円としたいとします。でございます。

次に、歳出でございます。1款総務費169万1,000円、2款保健事業費727万7,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,122万9,000円、4款諸支出金2,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億4,120万円としたいとします。でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、省略をさせていただきます。次の2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、111ページをお願いいたします。第37号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計予算、平成27年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,410万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流

用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算であります。款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款保険料2億4,266万5,000円、2款使用料及び手数料2万4,000円、3款国庫支出金3億4,697万8,000円、4款支払基金交付金3億5,645万2,000円、5款県支出金1億9,207万1,000円、6款財産収入3,000円、7款繰入金1億7,587万7,000円、8款繰越金1,000円、9款諸収入2万9,000円、歳入合計13億1,410万円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費1,257万円、2款保険給付費12億6,511万6,000円、3款財政安定化基金拠出金1,000円、4款基金積立金1,602万1,000円、5款地域支援事業費1,938万7,000円、6款公債費1,000円、7款諸支出金4,000円。

次のページをお願いいたします。8款予備費100万円、歳出合計13億1,410万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。次の2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第38号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算について、産業振興課長に説明を求めます。産業振興課長
(神戸康全産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 神戸康全 129ページをお願いいたします。命によりまして、第38号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第38号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、平成27年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,700万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算ですが、款の区分と金額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料1,329万5,000円、3款国庫支出金1,506万9,000円、4款県支出金828万円、5款財産収入3,000円、6款繰入金1,140万9,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入3,000円、9款町債2,060万円、歳入合計7,700万円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款浄化槽事業費6,950万9,000円、2款公債費699万1,000円、3款予備費50万円、歳出合計7,700万円としたいとします。

132ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。起債の目的は浄化槽施設設置事業、下水道事業債として1,030万円、同じく過疎対策事業債として1,030万円、限度額計が2,060万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。次に、歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。また、135ページの2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第39号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計予算及び第40号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計予算について、ガス水道課長に説明を求めます。ガス水道課長

(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第39号議案及び第40号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

予算書の141ページをお願いいたします。第39号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、平成27年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,612戸、第2号、年間給水量94万9,603立方メートル、第3号、1日平均給水量2,595立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益2億7,948万2,000円、支出、第1款水道事業費用3億185万1,000円。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,131万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16万3,000円、過年度分損益勘定留保資金983万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,131万5,000円で補てんするものとする。同じく款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入9,251万8,000円、支出、第1款資本的支出1億6,383万3,000円。

特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ7,220万7,000円及び159万円である。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額3,060万円、起債の方法、証書借入、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ

ればならない。第1号、職員給与費5,392万3,000円。

他会計からの補助金、第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,166万6,000円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は220万5,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設替工事、数量、L=150メートル、PEパイ50ミリ。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページの平成27年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

続きまして、169ページをお願いいたします。第40号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計予算でございます。総則、第1条、平成27年度下仁田町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、供給戸数1,324戸、第2号、年間供給量90万8,131立方メートル、第3号、1日平均供給量2,481立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款ガス事業収益1億7,849万円、支出、第1款ガス事業費用1億6,422万円。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,215万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額309万円、過年度分損益勘定留保資金1,948万7,000円、当年度分損益勘定留保資金958万2,000円で補てんするものとする。同じく款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入2,840万2,000円、支出、第1款資本的支出6,056万1,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、ガス本管布設替工事、限度額2,180

万円、起債の方法、証書借入、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款ガス事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,516万7,000円。

他会計からの補助金、第9条、職員の児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は66万円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は7,196万3,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、1、取得する資産、種類、ガス本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設替工事、数量、L=150メートル、PEパイ200ミリ、L=100メートル、PEパイ100ミリ。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページの平成27年度下仁田町ガス事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案説明が終わりましたので、第34号議案から第40号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。それでは、質疑を願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時43分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開をいたします。

ご質疑ございませんか。堀口博志君

○10番 堀口博志 一般会計、34ページ、2款総務費、2目なんですけれども、調査及びというところなんですけれども、説明の中で家屋図というような説明を受けたんですけれども、この辺、すみませんが、もう一度説明をお願い

できますか。

○議長 佐藤公夫 わかった。賦課徴収費の調査及び賦課徴収というところだと思う。委託料3,002万3,000円。

総務課長

○総務課長 竹内芳則 34ページ、2款2項2目の賦課徴収費のうちの13節委託料3,002万3,000円の内訳ということですが、内訳としましては、税の住民税、固定資産税、軽自動車税の電算処理委託料が1,170万円ほどでございます。それから、課税客体調査ということで648万円、こちらにつきましては、固定資産税の情報管理システムであるとか、土地評価システムの見直しであるとか、そういったことに対する委託料でございます。

また、27年度、特徴的なことは、下仁田町では家屋図をデータとして所有しておりません。それに対する家屋図作成の業務委託料が982万8,000円ほどございます。それらの内容が委託料の内容であります。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 その中で、説明いただいた家屋図というのは、どういうものなんですか。その説明をしてくれませんか。

○議長 佐藤公夫 総務課長

○総務課長 竹内芳則 下仁田町では家屋台帳を紙ベースでしか持っておりません。そのほか、土地については、航空写真と整合させるような形で、データとして所有しておるんですけれども、家屋に関しては課税しているデータを図面に重ねて見るができないというふうなことで、そういったことで、課税が適切に行われているかどうか、また課税漏れがないかとか、そういったことを再確認するための委託料であります。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 今、課長が触れたんですけれども、航空図だとか、その作成というのは、何年か前にあったことは確認していました。そのことで、あとは家が、住宅等々、建築があった場合には、税務職員ですか、一件一件現地へ立ち入り、家屋調査をして、納税、税額を決めて調査をしていることだと思うんですよね。そのときにまた、システム担当がやれば何でもないので、そのものが本部になれば課税できないものだと認識をしておりましたから、当然、台帳に落として課税できる体制にはなっているものと確認したので、ただ、この辺はどういうものかなと、こういう不思議に思っていたわけなんですけれども、もう一度、すみませんけれども、そこだけお願いで

きますか。

○議長 佐藤公夫 総務課長

○総務課長 竹内芳則 航空写真から割り出した課税されている家屋とそうでない家屋を見分けをといるんですか、判断をつけて、仮に課税されていない家屋が発見された場合には、現地に職員が行って確認した後に新たに課税すると。また、この逆のこともありまして、滅失しちゃって、その申告がないまま課税が継続されているようなものに対しては、現場をやはり確認しながら滅失をします。そういった作業を何年かかけて行いまして、最終的に課税が適正なものになるようにするというための最初の段階の委託料でございます。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 これによりますけれども、そういうふうになると、今までの課税の体制だとか、そういうものは間違いがあったと、かもしれないと。住民はみんな、課税されるもの、そのものについて、課税されたとおりにこれをしていくことであると思います。そうすると、今までそういう間違いもあるんだと、あるからということも含まれるんでしょうか。そうすると、その検証とか、そういうものは今までしていないと。今までののは、そうすると正確ではないという。から正確にするんだと、言いかえると、失礼ですが、そういうことなんでしょうか。

○議長 佐藤公夫 総務課長

○総務課長 竹内芳則 今年度はこういった物件に対してこれだけの評価額で課税しますというふうな通知を、納税の通知を出すときに、あわせて発送しているわけですがけれども、それに基づいて申告してもらえれば、修正、訂正は当然するわけですがけれども、全てが全て確認して申し出てくれているものばかりではないのではないかと。それらを確認するための作業と。

それから、もう1点は、最近話題になっています小規模住宅用地の固定資産税の軽減措置がございまして、その固定資産税の軽減措置が適正に行われているかどうかにつきましても、分かれた筆数に1つの建物が建っていた場合とか、そういった場合には軽減の仕方がかなり複雑になります。そういったことの確認のためにも家屋図が必要であるというふうなことでございまして。

○議長 佐藤公夫 岡田武二君

○11番 岡田武二 51ページをお願いいたします。観光費です。これの外郭団体補助金というのを、ちょっと説明していただきたい。

○議長 佐藤公夫 産振課長、わかりますか。51ページの外郭団体補助。
産業振興課長

- 産業振興課長 神戸康全 外郭団体補助金ということで1,384万7,000円がございます。下仁田町こんにやく消費拡大推進協議会補助金として12万円、それから下仁田町観光協会補助金として1,372万7,000円がございます。
- 議長 佐藤公夫 岡田武二君
- 11番 岡田武二 こんにやく消費について12万円ということですか。1,300万の出した基準。観光協会ですよ、これね。この基準のあれを、ちょっと内容を教えていただきたいんですが。
- 議長 佐藤公夫 産業振興課長
- 産業振興課長 神戸康全 活動費として395万円、それから給与分で3人分783万3,000円、それから職員の時間外が80万円ほど、それから職員の社会保険、厚生年金分が残り116万円ほどでございます。
- 議長 佐藤公夫 岡田武二君
- 11番 岡田武二 この内容については、観光協会を充実したいという町長の考え方の中で、こういう予算組みをしたんだと思っておりますけれども、それは理解できるんですが、活動費39万2,000円、392万円でしたっけ。
- 産業振興課長 神戸康全 395万円です。
- 11番 岡田武二 ですよ。何をできるんですかね。3人職員がいて、390万ぐらいで、何の活動ができるのか、ちょっとその辺のところは理解できないような状況なんです、いかがでしょう、この辺のところは。担当職員に聞いたほうがよろしいでしょうか。
- 議長 佐藤公夫 産業振興課長
- 産業振興課長 神戸康全 平成26年度でございましてけれども、当初予算で下仁田町観光協会補助金として活動費40万円がございました。それから、給与分ということで残り405万7,000円の金額を当初予算で認めてもらってございます。
- 議長 佐藤公夫 今の答弁は質問の答弁……
(「違うね」の声あり)
- 議長 佐藤公夫 395万円の活動費はどんなことをするのか。それじゃ金額が足りなかんべ。
- 議長 佐藤公夫 町長
- 町長 金井康行 ただいまのご質問でございましてけれども、議員にご理解をいただいて、昨年からは観光アドバイザーとして就任をしていただいています。今現在に至っているわけですが、それらの観光アドバイザーを中心としたまち

おこし、まちづくり、半年ばかりでございましたけれども、それらの成果を見据えて、ことし、今年度、27年度については、その辺の充実を図っていききたいと。いわゆる対外的な観光的な呼び込みと、そして地域での活動の内容を充実させる。そうした中に、下仁田に訪れてくださる方々に下仁田のPRが十分できて、また、よりよい、歩く経路として説明しやすい、また歩きやすい方向を定めていくということによりまして、観光的な事業を推進するとともに、広域連携の県の指導もございますし、そういったものに取り組んでいくというための計画を図りまして、観光協会として、それらの3名の方に充実した観光協会にいち早くしてもらうために、予算組みをして進めていききたいと、そういうところでございますので、ぜひ議員の皆様にも町全体の観光としてご指導、ご協力を賜れば、なおのことありがたいと思いますので、地域地域でのご指導をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長 佐藤公夫 岡田武二君

○11番 岡田武二 たしか観光協会の職員が来て、それはいい方法だなと私も思ったんです。ただ、要するに計画書を見まして、じゃ、皆さんはこの当時の計画書をつくって、我々に提出していただいたわけですがけれども、予算がないのに、この計画書をつくって、どういうふうにこれを運営するんですかというのが私の一番の問題だったわけです。ですから、観光のお金そのものがいけないとか、そういうことでなくて、やはり観光協会、それだけの、3人の職員を配置して、これを充実していきたいという考え方の中で、活動費が390万で何ができるのかなと私は疑問に思っていたわけです。ですから、このことについては、もう少し考え方を変えていただいて、観光でちゃんとやっていただくには、それなりの予算づけもなければ、これは職員の、何というんですかね、考え方のみで終わっちゃうということでは下仁田町のためにならないと思っておりますので、提言だけさせていただきます。

○議長 佐藤公夫 そのほかご質疑ありますか。島崎紘一君

○9番 島崎紘一 付託前に幾つかお伺いしておきます。

一般会計予算、49ページ、6款1項2目の鳥獣被害防止緊急捕獲対策交付金でありますけれども、説明では鹿、イノシシ200頭というふうに聞いたんですけれども、それでいいわけですか。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 そのとおりで、1万円、2,000円値上げをして、200頭を見てございます。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎絃一　　そこで、3月補正では、140頭の当初の計画で、275頭実績があると。それで補正を出してきたわけですがけれども、当初予算で200頭、3月の実績による頭数が275頭。やはり前年度実績に応じた当初予算が理想だと思うんですけれども、この200頭は余りにも少ないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長 佐藤公夫　　産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全　　昨年、当初予算で140頭見させていただきました。確かにふえていたんですけれども、その時点では、この当初予算を組むときには、頭数がここまで伸びるとはちょっと予想ができなかったものですから、2,000円の町の負担が出てきます。それで、200頭ということで見させていただきました。

○議長 佐藤公夫　　島崎絃一君

○9番 島崎絃一　　3月補正も当初予算も恐らく同時な協議、積算のもとでやると思いますが、当初予算を組むときに、おおよその予想はついたと思うんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○議長 佐藤公夫　　産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全　　一応、予算上、去年の140頭よりも60頭ふやして、200頭ということで予算要求をさせていただきました。

○議長 佐藤公夫　　町長

○町長 金井康行　　補足で。昨年、当初予算を計上するときは、今、課長が言ったとおりでございました。それで、年が進むにつれまして鹿の発生が非常に多くなったということから、途中から猟友会の話聞くようになりました。それが結果的に実績に反映したというふうに捉えて補正をさせていただいた次第でございますので。

聞くとところによると、それだけとりましたので、今回が同じような頭数が捕獲できるというイメージのお話はちょっと猟友会からは聞けなかったものですから、実績に応じたものを想定するよりも、今年度の鹿やイノシシの繁殖はどのくらいかというを見定めた上でやりたいんですが、ちょっとわかりませんので、昨年の実績から対比で、課長が答弁したように、200頭という設定をさせていただいた次第でございます。

○議長 佐藤公夫　　島崎絃一君

○9番 島崎絃一　　この捕獲頭数の決定というか、総量規制はないわけなんですか。保護団体からのいろいろな意見もあると思いますけれども、年間目標頭数ということは、あくまで目標なので、やっぱり平成27年度も実績に応じて補

正を組んでいくと。とれ高計算でやるという理解でいいわけなんですか。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 できれば、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 それと、この捕獲頭数は知事の権限というか、それで県が補助金を出すということなんですかね。

(「暫時休憩をお願いします」の声あり)

○議長 佐藤公夫 暫時休憩をお願いします。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時15分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開いたします。

産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 どうも申しわけありませんでした。県の交付金事業でございますので、県の交付金の枠がありますから、それを超えることはできないということで、頭数については下仁田町としての上限はございません。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 そうすると、予算的な枠はあるけれども、頭数の制限はないという、そういう解釈でいいわけですか。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 県の予算の枠はありますけれども、町の頭数についての上限はないということでございます。

それから、先ほど、ちょっと答弁を間違えていたんですけれども、200頭と申し上げましたが、250頭でございます。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 そうすると、1頭1万円に額が上がって、250頭というと250万だけれども、これでいくと、国県の支出金が200万あるだけで、自主財源はゼロだけれども、この辺はどういうわけですか。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 先ほど申し上げた1万円ということだったんですけれども、私の早とちりで、まだ8,000円ということで、県のほうの交付金8,000円を250頭に充てるということでございます。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 そうすると、全員協議会の説明だと、恐らく1頭1万円になりましたよと、そういうことで猟友会、住民のほうにも話が伝わっていると思

うんだけれども、ここで8,000円ですよと言われても、我々も住民に説明のしようがないんですけれども、その辺、これからどういうふうに住民説明なり、猟友会に対して説明したらいいか教えてください。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 大変申しわけありませんでした。一応8,000円の250頭で予算を見ておるんですけれども、議員の皆さんの了解が得られれば、補正予算で対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 くどいようですけれども、まだ上程されて採決にならないんですけれども、修正はできませんかね。当初予算がまだ決まらないうちに補正でどうのこうのという話は、先般もそういう話で私も言ったことがあるんですけれども、その辺、何とか知恵をかしてください。

○議長 佐藤公夫 町長

○町長 金井康行 補正でお話しさせていただくとすれば、何としても野生動物の繁殖次第ということでございます。

それと、先ほど答弁しましたように、下仁田地域だけがふえる、あるいは多野郡、あるいは吾妻郡、どこがどのように発生するかもわかりません。それは県の予算の範囲内ということでございまして、予算はいわゆる頭数でございまして、下仁田町で想定されるのは、やはり200頭から250頭ぐらいが想定されるであろうという解釈でご理解をいただければありがたいと思うわけですが、仮に200頭でおさまった、あるいはそれ以下という場合でしたら、予算の範囲内で、今いろいろ要望が出ております1万円増に対する提案もできるのかな。250頭、あるいは250頭以上が仮にとれるというときになりますと、当然8,000円にしても予算が足りなくなるわけですから、それらを実情に合わせて、ぜひ議会の議員の皆さんにご理解をいただく中で、やむなくその頭数と予算に合わなければ、またご提案申し上げるか、あるいはそれ以上の場合には、町を挙げて鳥獣対策をしてきておりますので、どういった方法がいいか、地域地域とも話し合いをしていかなくちゃならない。あるいは、猟友会の支援も今までに増してお願いしなくちゃならないし、いろんな状況が想定されますので、ぜひ200頭から250頭という設定の中で予算化していくというお話をさせていただければ、今後においても猟友会の人たちにもご理解いただけるんじゃないかというふうな思いがしておりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎絃一 それでは、予算は予算として、一応8,000円を1万円に引き上げると、そういう説明もあったわけですし、既に高崎、前橋は1頭当たり1万5,000円と、そういうことで、甘楽、富岡は8,000円ですから、そういう中で、非常に有害鳥獣対策としては積極的に進んでいる市町村もあるわけで、どうでしょうか、ここで4月1日から27年度は1頭1万円支給しますよと約束していただければ、あとは予算は予算として補正対応で、その辺のところをはっきりしておいてもらわないと、いつから8,000円が1万円になるか、その辺のところは曖昧だと、猟友会の皆さんも、今、ちょうど有害鳥獣の猟期ですから、その辺のところは提案として約束していただけるんなら、その辺のところをぜひ答弁いただきたいと思います。

○議長 佐藤公夫 町長

○町長 金井康行 今、有害鳥獣の被害については、非常に地域を挙げて幾度となく要望が発声されておりますし、見受けするところによると、減少傾向には余り至っていないというふうな認識でございまして、いろいろな手法をもって猿追い隊のお願いを続けてきておりますけれども、住民から見ると、やはりこれといった解決策には至っていないというふうなお話をよくお伺いしますので、ただいまのご発言もありますように、やはり時間を割いて猟友会は出動していただいているということを加味して、先般来、要望もいただいておりますので、下仁田町とすれば、やはり農家、あるいは町民を守るという意志の中に、一つの解決策、あるいは希望策として、1万円をお願いの糧にして、予算の範囲を超えた頭数のときには、また議会の理解をいただいて、その補正をお願いするという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 佐藤公夫 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 ありがとうございます。

次に、58ページの住宅費についてですけれども、住宅建設費として委託料600万円があるわけですが、説明については伊勢山下の町営住宅と、そういうことでありますが、用地取得については、当然、開発公社から用地取得ということですが、用地取得費については当初予算に見受けられませんが、今後の日程、27年度、どのような形で町営住宅建設に向けてやっていくのか、その辺のところお伺いしておきます。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 神戸康全 お答えをさせていただきます。

27年度に一応、伊勢山下の町営住宅建設の測量設計をいたしまして、で

できれば28年度に用地取得と建設を進めていきたいと思っております。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 その次に、74ページをお願いします。時間外勤務手当についてですけれども、3月補正でもそれぞれの部署で時間外勤務手当の補正があったわけです。これを見ますと、前年対比で437万、約28%増ということになっておりますが、年間労働時間、この時間以内ということは労働基準監督署などの指導もあると思っておりますけれども、77人でこれだけの時間外手当がふえるということは、やはり職員が減っていったしお寄せが時間外に当たるのではないかと、そんな理解もできるわけですが、年間の労働時間はどのくらいになっているんですか。

(「ちょっと休憩をお願いします」の声あり)

○議長 佐藤公夫 ちょっと休憩をお願いします。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時32分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開します。

島崎紘一君

○9番 島崎紘一 何でこういう質問したかということ、行財政改革で職員の削減と、そういう中でやはり残業がふえているということは、職員に対しての過重労働が心配される。そういう中で、今年度は特に30%近い残業手当がふえるという、その内容を知りたかったわけで、精神衛生労働上、職員の待遇その他にも、こういう形で残業がふえるということは決して好ましくない、こういう解釈で質問させていただきましたので、また付託された後にそれなりの回答をいただければ結構です。

○議長 佐藤公夫 そのほかご質疑ございますか。岡田武二君

○11番 岡田武二 31ページをお願いします。財産管理費、この積立金というのが355万4,000円されているわけですけれども、これの説明がなかったもので、どういう積立金なのか教えていただきたいんですが。

○議長 佐藤公夫 企画財政課長

○企画財政課長 永井邦佳 お答えします。

来年度から、ふるさと納税を大々的に、返礼品を伴うものとして事業拡充という形で始める予定でございます。それに伴いまして、下仁田町のほうから返礼品を、特産物等を送って、なるべく多くの人に寄附をしてもらおうということでやりますので、その事業で寄附をいただいた額を大体、初年度350万を見込んで、これをふるさと納税として積み込むという形で予算化

をしている額でございます。

○議長 佐藤公夫 岡田武二君

○11番 岡田武二 50万を予定していて350万というのはどういう。50万を予定していると言ったよね、ふるさと納税は。

○企画財政課長 永井邦佳 350万。

○11番 岡田武二 この積立金が350万の予算化されていたよね。355万4,000円、要するに積立金として予算化されているのに、50万の要するにふるさと納税の裏に何かあるのかということか。

○議長 佐藤公夫 企画財政課長

○企画財政課長 永井邦佳 50万と聞こえましたら訂正をさせていただきます。350万をふるさと納税のほうで予算化をして見込んでおります。

○11番 岡田武二 そうのことね。

○企画財政課長 永井邦佳 はい。

○11番 岡田武二 わかりました。

○議長 佐藤公夫 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結し、第34号議案から第40号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第28、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 年金引下げの流れを止めることを国に求める陳情書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長 佐藤公夫 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

散 会 平成27年3月11日 午後 2時35分